

農業委員会だより



このたび、令和4年4月総会にて会長に選任されました。農業委員会等に関する法律の抜本的見直し（平成28年施行）から3度目の改選になり、38名の委員が選任されました。委員一同、誠実に業務に取り組んでまいりますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

本市農業においては、農業従事者の高齢化や耕作条件の不利な農地が少なくないことから、担い手の確保・育成が課題であります。担い手への農地の集積・集

約化を促進するためには、地域における農地利用の在り方を見える化し、人と農地をマッチングすることが必要でありますので、西予市が主体となって実施する「人・農地プランの実質化」に向けて委員一同、関係機関と連携しながら協力していききたいと思います。

改めまして、皆様には農業委員会の業務活動にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。



会長就任あいさつ

会長 宇都宮 文隆

編集・発行／西予市農業委員会
〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1発行日／令和5年3月20日 電話／0894-62-6417
E-mail／noin-jimu@city.seiyo.ehime.jp

農地の売買等には農業委員会の許可が必要です

農地の売買・贈与・貸借・転用などを行う際には、農地法に基づく許可が必要です。この許可を受けずに行った行為は、無効になったり、罰則を受ける場合があるため、必ず農業委員会にご相談ください。

農地を売りたい・あげたい・貸したい

農地法第3条の許可が必要です！

主な許可基準

- ①申請を行う農地を含め、所有している農地、借りている農地のすべてを耕作すること
- ②農作業に常時従事（原則年間150日以上）すること
- ③取得した農地の周辺農地に影響を与えないこと
- ④法人の場合は、農地所有適格法人であること

※下限面積要件は、令和5年4月1日から廃止されます

許可基準の一つとして、「許可後の受け手の耕作面積が50a以上（西予市では30a）」というものがありましたが、農地法の改正により廃止されることとなりました。

ただし、他の要件については引き続き適用されます。

農地を宅地などに変えたい

農地法第4条・第5条の許可が必要です！

農地の立地や転用目的によって許可基準が異なります。

農業委員会までご相談ください。

注意

各申請書等の作成を行政書士以外の方が、業として依頼を受けて行うことは禁止されています。代行申請を依頼する場合は、必ず行政書士にご相談ください。

農地の貸し借りは利用権の設定を

口頭だけの農地の貸し借りはトラブルのもとです。安心・安全な農地の賃借をおすすめします。まずは農業委員会にご相談ください。

○貸し手のメリット

設定期間が満了すれば、賃借契約は自動的に終了し、貸した農地は確実に返還されるので安心です。離作料も不要です。

○借り手のメリット

簡単な手続きで経営拡大が図れます。期間中は安心して耕作ができます。

☆安心・安全な農地の賃借をおすすめします。まずは農業委員会にご相談ください。

農業委員・農地利用最適化推進委員紹介 (任期R4. 4. 25～R7. 4. 24)

野村地区

農業委員 推進委員



大久保 卓 三瀬 重綱

白髭・松溪・鳥鹿野・旭
長谷・四郎谷・河西

農業委員 推進委員



五藤 忍 平井 一清

阿下1～5・釜川・蔵良
中通川・大西・鎌田・栗木・西

農業委員 推進委員



三瀬 昇 森 半治

野村6～13
14(本三・岩村・愛宕)・15
16(深山・芒原)・18・片川

明浜地区

農業委員 推進委員



土居 賢一 濱田 増人

高山・田之浜・宮野浦

農業委員 推進委員



井関 吉博 和氣 公三

野村1～5・14(石久保)
16(双津野)・阿下6～8

農業委員 推進委員



武田 孝司 高橋 真也

予子林・坂石・舟戸
惣川・小松・大野ヶ原

農業委員 推進委員



三好 三智男 角藤 博文

富野川・高瀬・平野

農業委員 推進委員



中村 吉年 宇都宮 幸紀

俵津・渡江・狩浜

宇和地区

農業委員 推進委員



片岡 政志 出水 洋一

大江・加茂・坂戸・田苗
真土・奎所・清沢

農業委員 推進委員



宇都宮 文隆 芝 幹夫

久保・信里・東多田・瀬戸
河内・伊延東・伊延西・岡山

農業委員 推進委員



上甲 憲章 兵頭 曉彦

稲生・皆田・下川・明間

三瓶地区

農業委員 推進委員



二宮 清治 清水 栄一

津布理・安土・有網代・有太刀
蔵貫浦・蔵貫・皆江・下泊

農業委員 推進委員



高岡 常夫 大塚 康倫

明石・新城・常定寺・窪
伊崎・平野・田野中

農業委員 推進委員



酒井 馨一 河野 哲

卯之町・鬼窪・伊賀上
上松葉・下松葉・永長
小野田・野田・久枝・神領

農業委員 推進委員



三好 國則 清家 純一

小原・岩木・郷内
西山田・山田・仁土

農業委員 推進委員



菊池 茂守 久重 儀之

朝立・和泉・鳴山・垣生
二及・長早・周木

城川地区

農業委員 推進委員



泉原 猛男 谷口 健作

土居・古市・窪野
高野子・川津南

農業委員 推進委員



岡本 荒侍 城内 正

遊子谷・野井川
嘉喜尾・男河内

農業委員 推進委員



志波 豊 山内 正紀

田穂・魚成・下相

農地に関するご相談は、
地区担当の農業委員・
農地利用最適化推進
委員または事務局にご
連絡ください。

Tel: 0894-62-6417

知っトクおトク！農業者年金

- 農業者ならだれでも入れる「**終身年金**」です！
- 払った保険料は**全額社会保険料控除**の対象でしっかり節税！
- 要件を満たす方には**月額最大1万円の保険料補助**があります！

農業者年金の加入要件

- ①国民年金1号被保険者であること
 - ②年間60日以上農業に従事していること
 - ③65歳未満であること
- ※60歳以上の場合は国民年金の任意加入者であること

詳しくは・・・

農業者年金基金

検索

加入申し込みについては、
お近くのJAか農業委員会
までお問い合わせください。

農業者年金 もっと利用しやすくなりました

①月額1万円から加入できるようになりました。

・35歳未満で認定農業者に該当しない等の一定の要件を満たす方は納付下限額が1万円からでも加入できるようになりました。

②受給開始時期を選択できるようになりました。

・65歳以上75歳未満の間で、自分で受給開始の時期を選択できるようになりました。

③加入年齢が65歳に引き上げられました。

・国民年金の任意加入者(※)であれば、65歳まで加入できるようになりました。

※国民年金の納付済期間が480月に満たない60歳以上の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方。

令和5年度定例総会日程

申請〆切
毎月5日

4月24日(月) 5月23日(火)
6月23日(金) 7月24日(月)
8月23日(水) 9月22日(金)
10月23日(月) 11月22日(水)
12月22日(金) 1月23日(火)
2月22日(木) 3月22日(金)

全国農業新聞

農業者の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

○発行日 月4回金曜日

○購読料 月額700円(送料込)

☆お申し込みは農業委員会事務局へ